

文化財に関する届出・申請

埋蔵文化財とは？

地中や水中に埋もれている文化財のことです。埋蔵文化財のある土地を一般に「遺跡」と呼んでおり、市内には現在42カ所の遺跡が確認されています。

特別史跡とは？

遺跡のうち、歴史上重大な事件が起きた場所や施設、または地域の歴史を解明する上で学術上価値が高いと国に認められたものを「史跡」と呼びます。この「史跡」の中でも、特に重要なものが「特別史跡」として指定されます。市内には、多賀城跡をはじめ、5カ所が特別史跡として指定されています。

1. 埋蔵文化財に関する届出

埋蔵文化財が所在する場所において盛土・掘削を伴う土木工事等を行う場合は、文化財保護法により届出が必要となります。市内の約4分の1の区域が対象となっており、埋蔵文化財に直接影響する場合については、発掘調査が必要となります。

◎届出等の必要な土木工事等は、次のとおりです。

- ・宅地造成
- ・道路工事
- ・上下水道工事
- ・住宅建築に係る工事
- ・その他建築（倉庫、店舗等）
- ・その他工事（看板設置、工作物等）
- ・土地区画整理事業等

●いつ、どこで、どのように行うのか

土木工事等（住宅建築も含む）の計画立案を行うときに、市教育委員会文化財課調査普及係（文化センター3階埋蔵文化財調査センター内）で埋蔵文化財の確認を行ってください。その時点で埋蔵文化財の区域内である場合は、事業が速やかに計画通り行えるか、事業計画に変更の必要があるのか、発掘調査が必要なのかについての方向性が分かります。その後に文化財に関する協議と文化財保護法に基づく届出の提出（工事着手の60日前）が必要となります。

2. 特別史跡に関する許可申請

特別史跡内（山王字千刈田、市川、浮島、高崎一・二丁目、大代五丁目の各一部）において史跡の現状を変更する場合は、文化財保護法により現状変更等に係る許可申請が必要となります。なお、事業等の内容によって許可が下りない場合もありますので、注意してください。

◎許可申請の必要な行為は次のとおりです。

- ・既存の建物の修繕等（屋根の塗替え、外壁の塗替え等も含む）
- ・擁壁設置
- ・伐採、盛り土等
- ・各種イベントの開催
- ・上下水道工事
- ・その他必要と認められる土木工事等

●いつ、どこで、どのように行うのか

工事、事業及びそれら行為の計画立案を行うときに、文化財課文化財係（市役所5階）に照会を行ってください。その時点で現状変更等の申請が必要かどうかが分かります。

申請書類の提出及び問い合わせ

・埋蔵文化財に関する協議・届出の書類は、教育委員会文化財課調査普及係（文化センター3階埋蔵文化財調査センター内）に用意してあります。

多賀城市教育委員会文化財課調査普及係

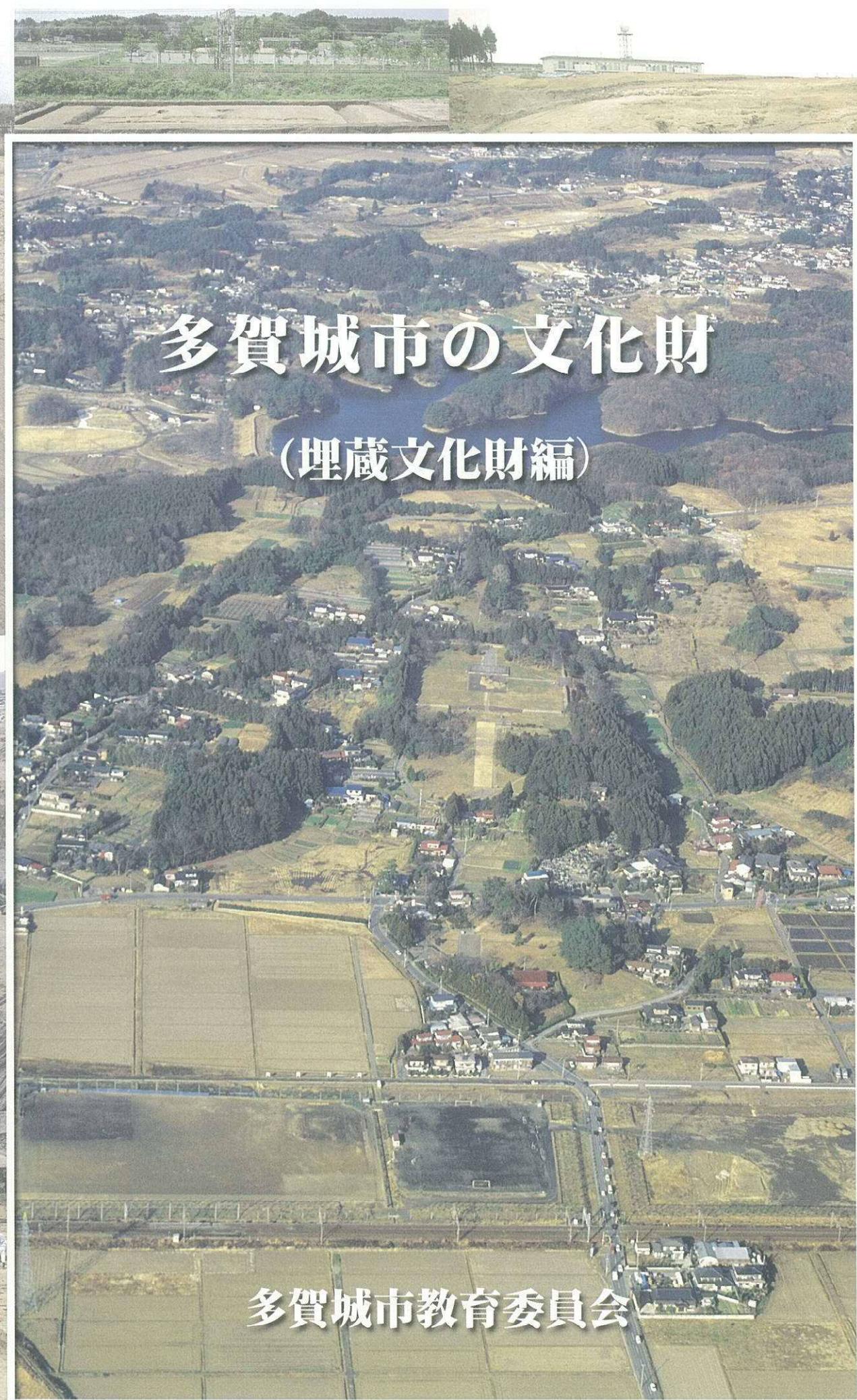
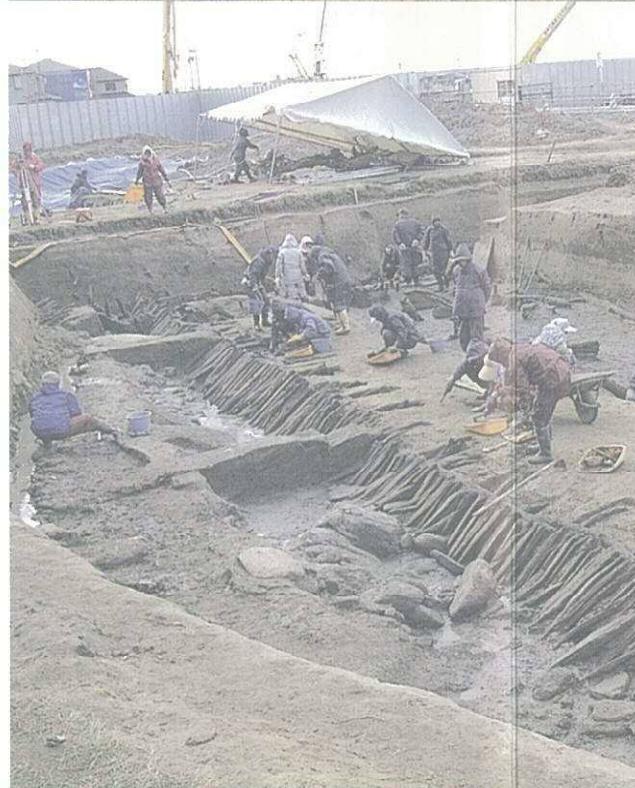
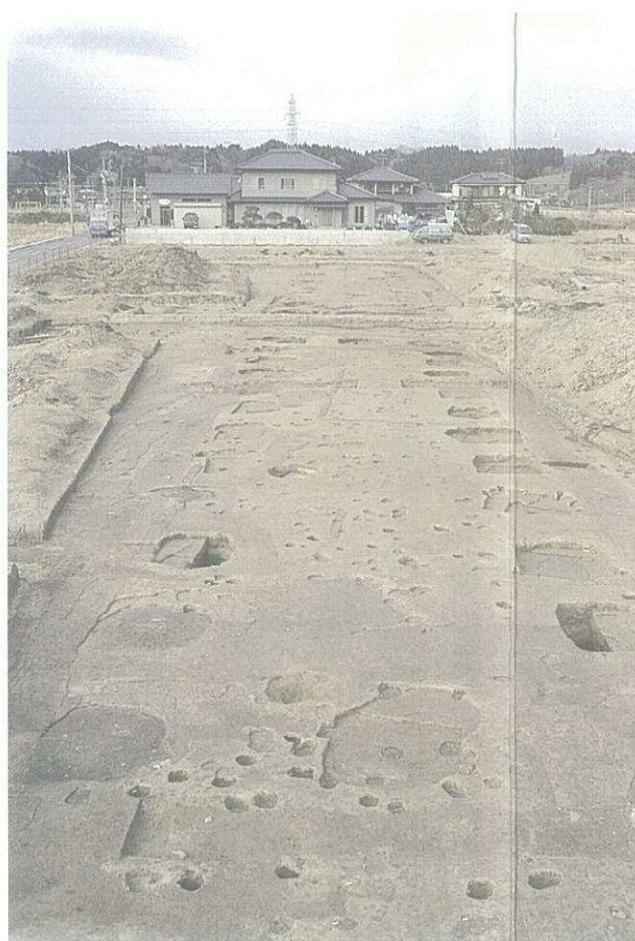
電話：022-368-0134・022-352-6547

FAX：022-352-6548

・特別史跡の現状変更等の申請に関する書類は、教育委員会文化財課文化財係に用意してあります。

多賀城市教育委員会文化財課文化財係

電話：022-368-1141（内線571・572）



多賀城市教育委員会

